

## 条例制定

庁舎・支所の整備とあわせ条例の規定に基づいて整理をしていく。

### 行政財産の目的外使用に係る使用料条例の制定

地方自治法の規定に基づき行政財産の目的外使用に係る使用料について必要な事項を定めるものです。

#### 質疑

この時期に制定する理由は。また、電柱や郵便ポスト以外の予定は。

#### 答弁

昨年、公共用地等の取り扱い基本方針を定め、平成25年4月1日から整理する方針を出していた。これら以外には、例えば土地改良事務所、シルバー人材センター、社会福祉協議会、商工会館などがある。

### 愛西市市道の構造の技術的基準を定める条例

「地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方分権一括法）」による道路法の改正に伴い、条例を定めるものです。

#### 質疑

地方分権一括法の関連でいくつもの議案が出されている。この議案もそうだが、条例の制定の目的は。

また、これらによって市にどのような変化があるのか。仕事量や費用はどうか。

#### 答弁

一括法による道路法の一部

改正により、条例で定めるところとされた。県道の技術的基準を定める条例に準じて定める。

道路法に基づき構造等を定めているので、変化はない。仕事量、費用は変わらない。

## 条例改正

### 市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正

市有地の有効活用を図るため、新たな駐車場を設置することにより改正するものです。

#### 質疑

勝幡駐車場の用地は、以前どのような土地だったか。

#### 答弁

旧佐織町時代の町営住宅の土地の一画であった。

### 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

該当する職員に支給する報酬などの区分・額を明確にするため定めるものです。

#### 質疑

報酬及び費用弁償の区分を明確にする目的とは何か。

#### 答弁

条例で規定している付属機関は報酬で、要綱等で規定しているものは、報償費で支払うことに区別した。

#### 質疑

臨時または非常勤の顧問、調査員、嘱託員及びこれらの

者に準ずる者とは。

#### 答弁

現在15人で、運転手1人、地域安全相談員1人、防災活動専門員1人。徴収嘱託員5人、母子自立支援員1人、家庭相談員2人、生活保護就労支援員1人、建設課技術指導員1人、適応指導員2人。

## 指定管理の指定

### 西保地区防災コミュニティセンター

西保地区防災コミュニティセンター運営協議会が指定管理者になりました。

#### 質疑

佐織地域の防災コミュニティ